

県及び市町村職員の派遣に関する要綱

(昭和41年4月1日決裁)

(平成24年6月19日最終改正)

第1 目的

この要綱は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県が職員を市町村に派遣し、又は、県が市町村から職員の派遣を受けること（以下、「職員の派遣」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 職員の派遣基準

職員を派遣する基準は次のとおりとする。

- (1) 県又は市町村において、行政運営の円滑化及び能率化に資する場合
- (2) 県及び市町村が協力し、地域における行政を自主的かつ総合的に推進することに資する場合
- (3) 専門的知識又は技術の修得など、県又は市町村職員の資質向上及び人材育成に資する場合
- (4) その他県及び市町村が協議して、派遣の必要性を認めた場合

第3 派遣職員の資格基準

県及び市町村が派遣する職員（以下、「派遣職員」という。）は、次の資格基準に該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 従事する職務に必要な経験及び能力を有する者
- (3) 当該勤務地への通勤に支障のない者

第4 派遣期間

- (1) 職員の派遣期間は、2年以内において、県及び当該市町村が協議して定めるものとする。ただし、県及び市町村が協定を締結し実施する事業で、特に必要と認める事業の推進のために派遣する場合は、派遣職員の取扱いに関する協定書締結時に3年以内において、県及び当該市町村が協議して定めることができる。
- (2) 上記の派遣期間は、必要に応じて県及び当該市町村が協議して、これを短縮できるものとする。

第5 給与

派遣職員に対する給料及び手当（退職手当は除く。）については、県及び当該市町村が協議の上、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程を適用し、当該団体の負担において当該派遣職員に支給するものとする。ただし、派遣職員に対する給料及び手当の額は、派遣職員に不利益が生じないよう協議するものとする。

第6 旅費

派遣職員の派遣期間中における旅行に要する経費については、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程を適用し、当該団体の負担において、当該派遣職員に支給するものとする。

第7 勤務条件

派遣職員の勤務時間その他の勤務条件については、当該職員の派遣を受けた団体の関係規程の定めるところによるものとする。

第 8 分限及び懲戒

派遣職員に対する分限及び懲戒は、県及び当該市町村が、その都度、協議して行うものとする。

第 9 公務災害の補償

派遣職員に対する公務災害の補償は、県及び当該市町村が、その都度、協議して行うものとする。

第 10 職員の育成

県及び市町村は、長期間にわたり職員の派遣が継続することのないよう、派遣を受けた職に必要な適格性及び能力等を有する職員の育成に努めるものとする。

第 11 その他

第 4 から第 9 までに定めるもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、県及び当該市町村が、協議して定めるものとする。

第 12 協定書の作成

地方自治法施行令第 174 条の 25 第 3 項の規定による県及び当該市町村間における協議（第 8 及び第 9 の規定による協議を除く。）は、協定書をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 19 日から施行する。